（代表者会議の権限）

**第九条**　次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　業務方法書の作成又は変更

三　予算及び事業計画の作成又は変更

四　決算

五　役員の報酬及び退職金

六　その他代表者会議が特に必要と認めた事項

2　代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。

3　代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（代表者会議の議長）

**第十条**　代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　議長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。

3　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

## 第三章　役員及び職員

（役員）

**第十一条**　機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

（役員の職務及び権限）

**第十二条**　理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、定款で定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3　理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4　監事は、機構の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。

6　理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。

（役員の任命）

**第十三条**　理事長及び監事は、代表者会議が任命する。

2　副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。

3　代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。

（役員の任期）

**第十四条**　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

**第十五条**　次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二　代表者会議の委員

（役員の解任）

**第十六条**　代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となったときは、その役員を解任しなければならない。

2　代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反したとき。

二　刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。

三　破産手続開始の決定を受けたとき。

四　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

3　理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。

4　代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（役員の兼職禁止）

**第十七条**　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表者の行為についての損害賠償責任）

**第十八条**　機構は、理事長又は副理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（代表権の制限）

**第十九条**　機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

（職員の任命）

**第二十条**　機構の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

**第二十一条**　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第四章　業務

（業務の範囲）

**第二十二条**　機構は、第一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務を行うこと。

二　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定により処理することとされている事務を行うこと。

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により処理することとされている事務を行うこと。

四　地方公共団体の情報システムの開発及び運用

五　地方公共団体の職員に対する地方公共団体の情報システムに関する教育及び研修

六　地方公共団体の情報システムに関する調査研究

七　地方公共団体の情報システムに関する事務の受託

八　地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務